

北海道控除対象特定非営利活動法人を定めるための手続等を定める条例 (仮称) 素案の概要

条例制定に向けた経緯及び基本的考え方

経緯

社会情勢の変化や多様化する地域の課題に対して、新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）の役割が重要となってきたが、一方で、NPO法人の多くは資金不足により活動基盤が脆弱であり、寄附金収入が極めて少ない状況にある。

国においては、市民や企業からのNPO法人への寄附を促し、NPO法人の活動を支援するための税制上の仕組みとして、平成13年に認定NPO法人制度が創設されたところであるが、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上などと、認定の要件が厳しいことなどから、その後、要件の緩和など数次にわたる制度改正を経て、平成24年度からは認定事務を都道府県等に移管するとともに、都道府県条例の個別指定による個人住民税の寄附金控除制度が創設されたところ。

これにより、地域で活動するNPO法人を地域自らが支援する仕組みとして、個別に指定したNPO法人への寄附金を税制面で優遇することができるようにしたものの。

道としては、平成23年11月に学識経験者やNPO関係者で構成する「NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会」を設置し、検討を行ってきたところ。

条例の基本的な考え方

道では、「NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会」での議論や、他府県の条例制定状況等を参考にし、個人道民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（以下、「控除対象NPO法人」という。）を道が指定することにより、地域で活動するNPO法人への道民の寄附を促し、その活動を一層支援することを目的として、指定の基準や必要な手続き等を定めるもの。

条例素案の概要

1 趣旨

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で定めるための手続等に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 申出

控除対象NPO法人を目指す法人は、3に規定する基準に適合する旨を説明する書類等を添付した申出書を知事に提出することとします。

3 指定手続を行うために適合すべき基準等

知事は、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、控除対象NPO法人を条例で定めるために必要な手続を行うものとします。その実績判定期間を2事業年度とします。

公益性要件

広く道民から支持を受けているものとして、次のいずれかに適合すること

- ① 経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が10%以上
- ② 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上
- ③ 道内市町村条例に指定されている法人のうち知事が適当と認める法人

公益性を向上させる要件

次のいずれにも適合すること

- ①道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされていること（事業活動への道民の参加実績など）
- ②道民の福祉の向上に向けて、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、地縁組織その他の地域課題の解決に資する活動を行う団体と道内において協働した実績があること
- ③事業を実施するための組織体制として、常勤の事務局スタッフを配置していること

基本的要件

次のいずれにも適合すること

- ①北海道内に主たる事務所があること
- ②活動の対象が主に公益であること
- ③運営組織及び経理が適正であること
- ④事業活動の内容が適切であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

4 指定の手続を行わない場合（欠格事由）

法令違反等欠格事由に該当するNPO法人については、条例個別指定のために必要な手続を行わないものとします

5 指定の更新の申出

指定有効期間（5年間）経過後も引き続き指定を受けようとする場合は、更新申出期間内に更新の申出を行うこととします。

6 変更等の届出

控除対象NPO法人は、役員又は定款、事業の概要を変更した場合は、知事にその旨を届け出なければならないこととします

7 事業報告書等の閲覧等

控除対象NPO法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等をインターネットの利用により公表、事務所において閲覧させなければならないこととします。

8 報告及び検査

知事は必要に応じ、当該控除対象NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に当該控除対象NPO法人の事務所その他の施設に立入検査させることができることとします

9 勧告及び命令

知事は、控除対象NPO法人が、法令違反等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、法人に対し、改善のために必要な措置を執るべき旨を勧告、命令することができることとします。

10 事業の停止

控除対象NPO法人が、特定非営利活動に係る事業以外の事業を行い生じた利益を、特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用したと認めるときは、知事は、その他の事業の停止を命ずることができることとします。

11 指定の取消し

知事は、控除対象NPO法人の主たる事務所が道外に移転したとき、控除対象NPO法人が正当な理由なく勧告に従わないときなどには、条例個別指定を取消すこととします。